

随意契約結果(業務委託)

様式13

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	「T-1ライブグランプリ 2020」運営及びPR&魅力 向上業務委託	その他	ツーエムオーグラ フィック株式会社	2,895,574円	令和2年4月1日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	G5	-
2	「T-1ライブグランプリ」大 正区音楽振興大使プロ モーション業務委託	その他	株式会社メディア ゾーンジャパン	1,430,000円	令和2年4月1日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	G5	-
3	令和2年度大阪市大正区に おける新たな地域コミュニ ティ支援業務委託	その他	一般財団法人大 阪市コミュニティ協 会	14,079,000円	令和2年4月1日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	G5	-
4	令和2年度大正区役所広報紙 「こんにちは大正」企画・編集業 務委託	その他	株式会社シカトキ ノコ	3,300,000円	令和2年4月1日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	G5	-
5	令和2年度「学習・登校サ ポート事業」業務委託	その他	株式会社キズキ	11,219,295円	令和2年4月1日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	G5	-
6	「地域見守り体制づくり 推進事業」業務委託	その他	社会福祉法人 大 阪市大正区社会 福祉協議会	11,155,995円	令和2年4月1日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	G4	-
7	令和2年度大正区まちづくり 活動強化推進事業における 大正区民まつり企画運営業 務委託	その他	一般財団法人大 阪市コミュニティ協 会	5,028,000円	令和2年5月14日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	G5	-

随意契約理由書

1 契約名称

「T-1 ライブグランプリ 2020」運営及びPR&魅力向上業務委託

2 契約相手方

所 在 地 大阪市西区江戸堀 3-1-32 ライオンズマンション江戸堀 201 号室

事業者名 ツーエムオーグラフィック株式会社

代 表 者 代表取締役 片岡 智幸

3 随意契約理由

子ども達の憧れとなるような夢を本気で追い求め続けている若手ミュージシャンを区民が評価・応援することにより区民自身の「ゆめづくり」への動機づけにつなげ、ひいては多数の区民のシビックプライドの醸成に寄与するという本業務の目的に対し最大限の成果を得るためには、より多くの区民にイベントに参加してもらい、レベルの高い出場者によるライブを実施する必要がある。そのため、出場者のエントリー数、集客力の向上及び、イベントクオリティ向上に資する取組みが求められることから、委託する事業者には専門的な知識、経験などのノウハウ、行政にはない新たな発想を求めており、価格以外の要素も含めて総合的に判断する必要がある

以上のことから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果が期待できる業務委託先の選定が可能な公募型プロポーザル方式により契約の相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、ツーエムオーグラフィック株式会社の評価点が最も高く、契約の相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、ツーエムオーグラフィック株式会社と地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大正区役所 政策推進課 政策推進グループ

電話番号 06-4394-9942

随意契約理由書

1 契約名称

「T-1 ライブグランプリ」大正区音楽振興大使プロモーション業務委託

2 契約相手方

所在地 大阪府中央区天満橋京町1-1 大阪キャッスルホテル431

事業者名 株式会社メディアゾーンジャパン

代表者 代表取締役 吉川 栄美

3 随意契約理由

子ども達の憧れとなるような夢を本気で追い求め続けている若手ミュージシャンを区民が評価・応援することにより区民自身の「ゆめづくり」への動機づけにつなげ、ひいては多数の区民のシビックプライドの醸成に寄与するという本業務の目的に対し最大限の成果を得るためには、大正区音楽振興大使の活動が、「T-1 ライブグランプリ」と大正区のブランド力強化及び当該アーティストのミュージシャンとしてのキャリアの醸成につながるよう、音楽イベント等への出演やテレビ・ラジオ等メディアへの露出等、活躍の機会を創出し、また、各種イベント等への音楽振興大使の出演に際して、イベント会場でのアテンド、機材搬送及び設置・調整を行う等、総合的なプロモーション・サポート力の向上が求められることから、委託する事業者には専門的な知識、経験などのノウハウ、行政にはない新たな発想を求めており、価格以外の要素も含めて総合的に判断する必要がある。

以上のことから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果が期待できる業務委託先の選定が可能な公募型プロポーザル方式により契約の相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社メディアゾーンジャパンの評価点が最も高く、契約の相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社メディアゾーンジャパンと地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大正区役所 政策推進課 政策推進グループ

電話番号 06-4394-9942

随意契約理由書

1 案件名称

令和２年度大阪市大正区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託

2 契約の相手方

所在地 大阪市中央区船場中央 1-3-2-302 船場センタービル 2 号館 3 階

名称 一般財団法人 大阪市コミュニティ協会

代表者 理事長 宮川 晴美

3 随意契約理由

本事業は、「大正区地域まるごとネット」構築に向けて、地域まちづくり実行委員会がその中心的役割を担い、各種地域団体や企業、NPO等、多様な主体と、地域社会の将来像を共有しながらそれぞれ特性を発揮し、校区等地域における様々な地域課題の解決が自律的に進められている状態となるための支援を行うこととしている。

そのためには、地域の実情に応じた柔軟な対応、個々の課題に対する専門知識を要することから、委託する事業者には、民間事業者の柔軟な立場からの新たな視点や高いノウハウなど、行政の枠にとらわれない手法の独創性・専門知識などを求めており、価格以外の要素も含めて総合的に判断する必要がある。

以上のことから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型企画競争方式（プロポーザル）により契約相手方を決定することとした。

上記の契約の相手方は、選定会議による各項目審査において、標準点を超える結果であったことを受け、提案内容からも委託業者として適当と認め、契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大正区役所政策推進課（地域活動支援グループ） （電話 06-4394-9958）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 2 年度大正区役所広報紙「こんにちは大正」企画・編集業務委託

2 契約の相手方

所在地 大阪市東成区玉津 3-14-10

事業者名 株式会社シカトキノコ

代表者 代表取締役 向野 剛

3 随意契約理由

区民及び区内企業に対して、大正区及び大阪市の重要施策や区民の生活に関する情報を分かりやすく的確に情報発信することにより、市・区の施策や取り組み等へ支持・関心を高めるという本事業の目的に対し、最大限の成果を得るためには、区民及び区内企業のニーズを意識した戦略性の高い情報発信や、「見やすい・わかりやすい・親しみやすい」紙面を作成するための専門的な編集力・企画力が必要であることから、委託する事業者には高いノウハウや専門的な知識・経験、また行政にはない新たな発想を求めている、価格以外の要素も含めて総合的に判断する必要がある。

よって、本業務については、性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果が期待できる業務委託先の選定が可能な公募型プロポーザル方式により契約の相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社シカトキノコの評価点が最も高く、契約の相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社シカトキノコと地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大正区役所政策推進課政策推進グループ （電話番号 06-4394-9975）

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度「学習・登校サポート事業」業務委託

2 契約の相手方

所在地：東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目29番7号ドルミ御苑202号室

名称：株式会社キズキ

代表者：代表取締役 安田 祐輔

3 随意契約理由

貧困の連鎖を断ち切り、児童・生徒の健やかな育成を図るという本事業の目的に対し最大限の成果を得るためには、生活困窮家庭などの児童・生徒が生まれ育った環境に左右されことなく、教育の機会が均等に図られるよう、学習機会を創出し、基礎学力の定着や学習習慣を形成していく必要がある。そのためには、家庭訪問型などの学習指導のみならず、大正区の児童・生徒の置かれている状況、さらには家庭環境を含む世帯全体の実情に応じた学習・登校支援が必要であることから、委託する事業者には、民間事業者の柔軟な立場からの新たな視点や高いノウハウなど、行政の枠にとらわれない手法の独創性・専門的な知識・経験などを求めている、価格以外の要素も含めて総合的に判断する必要がある。

以上のことから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果が期待できる業務委託先の選定が可能な公募型プロポーザル方式を採用したものである。

今回、学識経験者等の意見を聴取する選定会議において審査基準に基づく審査を行った結果、株式会社キズキの評価点が最も高く、契約締結相手方として相応とのことであったため、その意見を踏まえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大正区役所 保健福祉課 こども・教育グループ （電話番号 06-4394-9980）

特名随意契約理由書

1 案件名称

地域見守り体制づくり推進事業

2 契約の相手方

所在地 大阪市大正区小林西 1－14－3

名称 社会福祉法人 大阪市大正区社会福祉協議会

代表者 会長 寄本 文信

3 特名随意契約理由

「地域見守り体制づくり推進事業」（以下、本事業）は、福祉局が実施する「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」（以下、局事業）と連携するとともに、各地域に配置する見守り推進員が、地域で得た要援護者の情報を共有し地域の見守りを行う。

一方、局事業（①要援護者情報の整備・管理、②孤立世帯等への専門的対応、③認知症高齢者等の行方不明時の早期発見）は、社会福祉法人大阪市大正区社会福祉協議会と特名随意契約を締結しており、同協議会内に「見守り相談室」を設置し、福祉の専門職である「見守り支援ネットワークカー」が、ケースに応じた社会福祉援助技術を用いて、地域資源の活用・地域住民等の参加を促し、上記①～③の機能を一体的に実施することを通して、地域で生活する要援護者が抱える「複雑化・多様化・深刻化」した課題の解決を図り、要援護者の安心した地域生活を実現するとともに、地域における見守り体制づくりの構築を行っていくものである。

以上のように、本事業は地域を基盤にして要援護者の支援を行うものであり、地域資源の活用・協力がなければ実現できないものであることはもとより、区内や地域の福祉課題を把握し、行政と地域との「中間支援機能」を有するとともに福祉分野における専門的知識やノウハウが求められる。

本事業は、平成30年度まで、高齢者食事サービス事業と一体的に実施しており、公募型プロポーザル方式を採用してきたが、事業内容の特殊性から、これまで、社会福祉法人大阪市大正区社会福祉協議会のみ応募であり、当該事業者と契約を締結してきた。

平成31年度からは、大正区地域福祉ビジョン行動計画に基づき、地域における見守り体制づくりの構築支援を早急に行うこと及び必要性の周知における見守りノートの積極的活用など、要援護者の支援に、より重点を置いたうえで局事業と一層の連携強化を図り実施する必要があることから、高齢者食事サービス事業を地域活動協議会補助金において実施するように方針を変更した。

以上のことから、本事業は、局事業と一連となって機能を発揮するものであり、その受注者以外の事業者では、連携が十分に行われず、業務に著しい支障が生じる恐れがある。よって、これまでの公募型プロポーザル方式での唯一の応募者であり、地域の課題解決のため、地域住民や団体、社会福祉施設等社会資源の「プラットフォーム」としてネットワークを有し、連携・協働を行ってきた経験と実績を有する唯一の団体である、社会福祉法人大阪市大正区社会福祉協議会を本事業の委託先として指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大正区役所保健福祉課（電話番号 06-4394-9857）

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度大正区まちづくり活動強化推進事業における大正区民まつり企画運営
業務委託

2 契約の相手方

所在地 大阪市中央区船場中央1-3-2-302
名 称 一般財団法人大阪市コミュニティ協会
代表者 理事長 宮川 晴美

3 随意契約理由

本事業は、区や地域への愛着を高め、シビックプライドを醸成し、「自分達のまちを自分達で守る」との自律した意識のもと、地域福祉、地域防災、地域コミュニティの充実につながる住民主体のまちづくり活動を推進するために区民相互のつながりづくりの活性化を図ることを目的としている。その目的を達成するためには、市民活動団体・企業等との協議・連携による区民等との協働により実施する必要がある。

そのため、単にイベントとして実施するのではなく、区民まつりへより多くの区民に参加していただき、区民相互のつながりを深める仕組みづくりに資する取組みが求められることから、委託する事業者には、行政にはない新たな発想や専門的な知識、経験などのノウハウを求めており、価格以外の要素も含めて総合的に判断する必要がある。

以上のことから、広く地域住民や地域の各種団体が参画する仕組みづくりを構築し、区民等との協働のうねコミュニティを基盤としたまちづくり活動への参加促進の育成につながる企画提案を求めることができる公募型企画競争方式（プロポーザル）により契約相手方を決定することとした。

上記選定業者は、各審査項目において、総合的に優れた提案を行ったため、契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大正区役所政策推進課（地域グループ） （電話 06 - 4394 - 9743）